

神政連レポート No.216



特集

守りたい未来

- ▼ 目の前の危機に
自衛隊は対処できるのか
—いま必要な防衛強化策—
- ▼ 今こそ緊急事態条項の新設と
国民投票を見据えた
国民運動を
- ▼ 【巻頭言】
次への始まり
- ▼ 心を磨く文化
- ▼ 神政連が取り組む課題

神政連レポート 意 No.216 発行 令和四年二月一日 / 編集 神道政治連盟

神道政治連盟は 山谷えり子さんを推薦しています



参議院議員・
自民党比例代表(全国区)選出

やまたに

山谷えり子

ご存知 ですか? 参議院比例代表(全国区)選挙の投票方法

“全国すべての地域”にお住まいの方に
“候補者名”を書いて頂ける選挙です

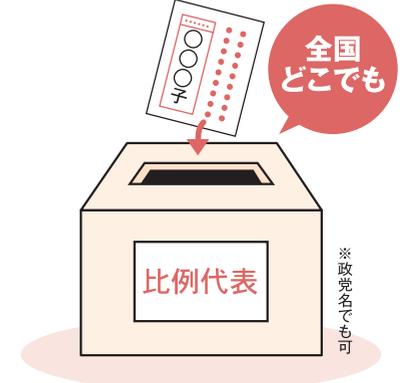
1枚目 都道府県選挙区

候補者名を書いて投票



2枚目 比例代表も

候補者名を*



神政連のHPが新しくなりました。詳しくは



〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号
電話 03(3379)8282 FAX 03(6629)8321

次への始まり



神道政治連盟副会長
石川 正人

思いも寄らず長き間対峙することになったコロナ禍の中で、正月や節分・祈年祭などと目前の

祭祀の感染対策に思いを巡らせていると忘れがちだが、私達の前に二つの良い知らせが届けられている。

第一には皇室の尊厳護持に関して、有識者会議における最終答申が岸田首相に提出されたことである。答申では「歴代の皇位は例外なく男系で継承されてきた」とし、天皇陛下から秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下までの皇位継承を「ゆるがせにしてはならない」と明らかにした上で、皇族数の確保のために女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持すること(但し、その配偶者と子供は皇族とはしない)、皇族には認められていない養子縁組を可能と

し皇統に属する男系の男子を皇族とすること、皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること、が具体的な方策として示された。旧皇族男系男子孫の皇籍取得に着眼した至極妥当な提言が有識者会議から出されたことを歓迎したいと思う。今後、議論は国会に移され最終決着までは多少時間のかかるものになるだろうが、引き続き与野党の議論を見守りたい。

第二には劣勢が予想されていた昨年の衆議院選挙の結果、野党共闘への不信心・日本維新の会の躍進によって改憲勢力が三分の二どころか四分の三を占めるに至ったことである。勿論、未だ暴力革命を捨てずにいる共産党と組んだ立憲民主の失策は明確だ。良識有る国民各層の優れた判断力によるものと思うが、何より若者の強い保守支持が此れをもたらしたことは心強い。新聞を読まない若者達

はよりまとまなネット情報からの投票行動となったのだと分析されているのは興味深いことだ。

衆院選に続き、今夏には参議院選挙が行われる。衆議院での四分の三の改憲勢力が参議院ではどうなるのか。改憲のためのステップとしては「正念場」となるだろう。既に本連盟では山谷えり子議員を単独推薦候補として決定している。我々は山谷氏の上位当選と改憲派の増進こそ長い間の夢の実現に繋がることと確信して夏の激戦に全力を挙げて取り組んでゆく。

この上は、憲法論議をより一層高め、どこをどう改めるのか、特に国民の理解が多い「緊急事態条項の新設」をはじめ、自民党が優先項目と掲げる自衛隊の明文化、教育の充実・無償化などについて逸早く意見を纏めて条文案を作成し、発議への道程を粛々と進んでもらいたいと強く期待している。また、更にその先の論議として、前文に関することや、政教分離条項や家族条項のことなど、我が国の未来のため論議が必要な憲法課題は山積している。国民

の理解の進んでいるところから風穴を空けて、「他から与えられた憲法」を「私達自身の憲法」に作り変えてゆきたい。堂々と次の段階に進んでゆこう。一方で、夫婦別姓問題やLGBT問題という二つの悩ましい事柄も疎かにすることは出来ない。既に保守の一角は崩され危うい状況が続いている。我々中央本部はもとより、各県本部においても国会議員・地方議員と共に結束力を高め議論の再燃を阻止してゆかなければならない。そのために既に配布されている反論資料を有効利用して備えてもらいたい。

設立から五十年を越え、我々は設立期の危機感を改めて思い返す必要がある。次々と襲い掛かる我が国の根幹を破壊する様な危機に対し、誰が命懸けの対決が出来るのか。

その意味において神政連の存在意義は時代を越えて大きい。

目の中の危機に自衛隊は対処できるのか
—いま必要な防衛強化策—

台湾有事は日本有事である。台湾の武力統一は起こるか否かではなく、いつ起こるかという段階にきている。台湾が中国の手に落ち、中国海軍、空軍が台湾に進出すれば、日本のシーレーンは中国に抑えられる。貿易立国の日本、資源を海外に依存する日本にとって、シーレーンが抑えられれば、中国の属国に成り下がらざるを得ない。その危機感が国民に共有されていないのが今の日本の最大の危機である。



令和三年七月一日、中国共産党創建一〇〇年にあたり、習氏は「台湾問題を解決し、祖国の完全な統一を実現することは、党の歴史的な任務だ」と強調し、十月九日の辛亥革命一一〇周年記念大会では、「祖国の完全な統一は必ず実現しなければならない

しない」と言明してきた。この三辣^{さんれつ}みが「ナツシュ均衡」である。

この「均衡」を崩す要因が近年、顕在化してきた。米国国力の低下と習近平氏の野望である。中国の軍拡は著しく、米国の軍事力は相対的に低下した。古来、軍事バランスが崩れば紛争は起きやすくなる。

加えて習近平氏の野望がある。習氏には「第二の毛沢東」となるという野望がある。彼は終身国家主席になることを目指している。平成三十年には、既に二期十年という国家主席の任期を撤廃した。

選挙のない中国で、国家主席に君臨するには、さまざまな権力闘争に勝利しなければならない。そのためには誰もが納得する成果と権威付けが必要である。憲法に「習近平思想」を明記し、昨年十一月には、習近平の業績を礼賛する「歴史決議」を採択した。権威付けは着々と進んでいる。国家主席の任期は令和五年に迫り、習氏にとって令和四年秋の党大会が勝負となる。

歴史的任務であり、必ず実現できる」と宣言した。

同年十一月十六日(日本時間)に行われたオンライン米中首脳会談で、バイデン大統領が「台湾海峡の平和と安定を損なう一方的な行動に反対」と述べたのに対し、習近平主席は「『台湾独立』派がレッドラインを突破すれば、断固たる措置を取らざるを得ない」「火遊びする者は焼け死ぬ」と警告した。

ではなぜ、これまで中国は台湾の武力統一を行わなかったのか。兵力不足が最大要因だが、「ナツシュ均衡」が保たれてきたという専門家もいる。「ナツシュ均衡」とは、どの国も自国の戦略を変更する利益がない状態をいう。中国は「台湾が独立宣言しなければ、武力行使はしない」とし、台湾は「中国が武力行使しない限り独立宣言はしない」としてきた。米国は「中国が台湾に侵攻しない限り武力行使は

他方、国内情勢は芳しくない。経済は恒大集団の経営危機に端を発し、バブル崩壊の危機にある。また停電の頻発、コロナの感染拡大と多事多難である。外交でも米中対立は先鋭化し、人権問題をめぐっては国際社会で孤立を招いている。

内外に問題を抱える時、独裁者は外に敵を作り、国民の関心を逸らすのは常道である。北京冬季五輪を成功させた後、毛沢東も実現できなかった台湾統一を成し遂げ、終身国家主席への権威付けにしようとしても不思議ではない。

軍事的にみれば、令和四年に台湾への武力侵攻が可能ほど軍事力が十分整っているとは言い難い。ただ米国の参戦がなければ、台湾攻略ができるレベルにはある。何らかの事情で米軍が参戦しなければ、来年でも台湾の空中、海上の封鎖は可能である。ちなみに現在、中国海軍艦艇数は約三五〇隻、米海軍は二九三隻である。世界最大の海軍の座は既に中国に奪われており、米海軍の焦燥感は強い。

台湾侵攻のための法整備は既に整った。平成

二十二年に国防動員法、平成二十七年には国家安全法が施行され、平成二十九年には国家情報法及びサイバー・セキュリティ法、そして令和三年には、改正国防法と海警法が施行された。改正国防法では、主権や領土の保全に加えて、海外権益などを軍力で守る方針を明記し、軍民の総動員を可能にした。

中国の台湾攻略にあたっての最大の眼目は米国を参戦させないことである。参戦する場合でも、可能な限り時期を遅らせ、その間に既成事実を如何に早く作るかである。これを実現するには平時、あるいはグレーゾーンで勝負するのが効果的である。

グレーゾーン事態でサイバー攻撃された場合、自衛隊は相手のサーバーに攻撃を仕掛けることはできない。海上における作戦においては、なおさらである。昨年二月、中国は沿岸警備隊である海警を事実上、海軍化したのはこのためである。中国は民間漁船を組織化した海上民兵部隊も保有する。この海上民兵と海警が主となって台湾攻略の作戦準備を

悪い」となりかねないし、米国世論がそういう風潮になれば安保条約第五条の発動も危ぶまれる。

グレーゾーンにおける台湾攻略準備を阻止するには、海保が対処できるよう法改正しておかねばならない。昨夏、自民党国防部会で海保の権限強化について議論されたが、公明党が大臣を務める国土交通部会の反対で潰された。

グレーゾーンでの作戦が脚光を浴びる現代戦においては、国の防衛は自衛隊だけではなく、海保や警察、消防、地方自治体などの機関が有機的に連携して対応することが求められる。このことが未だ政治家にも理解されていないようだ。

台湾有事は、早ければ令和四年秋までに、遅くとも令和九年までには起こりうると警戒しておく必要がある。危機管理の要諦は、起こりうる事態想定を「まさか」と捉えるのではなく、「もしかして」と捉え、最悪を想定して準備をしておくことだ。

「平和を欲すれば戦争を準備せよ」との箴言しんげんがあ

実施すれば、自衛隊はもちろん米軍も全く対応できない。例えば、平時に海上民兵が主となって地対空ミサイルを尖閣に設置するような事態が起きた場合、一義的に対応するのは日本の海上保安庁と警察であり、自衛隊、米軍は手も足も出ない。

日本は曲がりなりに有事法制はでき、限定的ではあるが集団的自衛権を行使できるよう安全保障法制もできた。だが、平時法制は手つかずだった。平時か有事か不明であるグレーゾーンで活動する場合、活動の主体は海保と警察である。だが、海保は海警と違って、純粋な警察権の行使しかできない。二月の海警法改正によって、海警と海保の権限の差が拡大した。

平時においては、海上自衛隊は「海上警備行動」で活動できるが、権限は海保と同じ警察権行使に限られる。何より海警対応で海自を出動させると、中国は「先に軍を出したのは日本である」「日本が悪い」と世論戦に出てくるだろう。人民解放軍を出動させる口実にもなる。世論戦によっては、「日本が

る。今問われるのは、国際社会がスクラムを組み、習近平しんぴん氏が邪な野心を起ささないよう明確なメッセージを伝えることだ。それには、日本が平時、有事を問わず対応できなければならない。平時法制は急務なのだ。

中国は「力の信奉者」であり、力でもって関与するしかない。関与する側が力で圧倒されては、中国は聞く耳を持たない。未だ世界最強である米国の軍力は欠かせない。だが、米国一国でも手に余るのも現実である。

米国、日本、インド、豪州によるクワッドの枠組みができた。米国、英国、豪州三か国のAUKUSという安全保障協力の枠組みもできた。今後、この枠組みを更に発展、拡充させ、国際情勢がどう転んでも中国が易々と軍事力行使ができないよう、国際社会で結束して抑止力を確保しておくことだ。そのためにはキープレーヤーたる日本が役割を自覚し、防衛能力を向上させ、応分の責任を果たさねばならない。

今こそ緊急事態条項の新設と 国民投票を見据えた国民運動を

国士館大学特任教授 百地章

悲願であった憲法改正が、今年は大きく動き出しそうだ。

昨年の衆院選において、憲法改正に積極的な日本維新の会が大躍進を遂げ、国民民主党を加えれば衆議院では改憲に前向きな勢力が三分の二を大きく超えた。他方、改憲に反対してきた立憲民主党は議席数を大きく減らし、代表の交替もあつてようやく改憲論議には参加するようになった。

憲法審査会の役割は、国民投票に向けて憲法改正案の原案を作成することにある。その為には、現実問題として全面改正が不可能な以上、改憲のテーマをどこかに絞り込むしかない。その際の基準としては、以下のようなことが考えられよう。第一に国家の根幹に関わる事柄であること、第二に改正が緊急性を要すること、第三は国会の三分の二以上、国民の過半数の賛成

が得られそうなおことである。

例えば憲法第九条二項を改正して自衛のための軍隊を保持することは、国家の根幹に関わり緊急性を要する。しかし公明党が反対しており、国会で三分の二の多数の支持を得ることさえ、現実には困難であろう。

改憲のテーマとして緊急事態条項を

そうならば、現在、改憲のテーマとして最も相応しいのは緊急事態条項しかないと思われる。これなら国民の関心が強く、先の衆院選でも各政党が緊急時の対応策を掲げていたことから、合意の形成はさほど難しくはなからう。

自民党の憲法改正案（たつき台素案）の一つが緊急事態条項であり、日本維新の会も「維新八策2021」の中で「緊急事態条項」の創設を優先的に

目指すとしている。また、国民民主党も政策五本柱の一つとして「国民と国土を『危機から守る』」をあげ、公明党も衆議院の公約として「緊急事態における国会の機能の維持」を掲げており、緊急事態条項であれば自民、公明、維新、国民が協力できるのではないか。

国家的な緊急事態といえば、もちろん外国から攻撃を受けた場合や大規模テロなどさまざまだが、とりあえずは大規模自然災害および感染症のパンデミックに焦点を絞るのが現実的であろう。

その場合、次の課題は緊急事態条項の内容である。これも本来であれば自民党の平成二十四年改正案にあるような本格的な規定が必要であろう。しかし、直ちにフルスペックの緊急事態条項というわけにはいくまい。そこで考えられるのが、「緊急時に国民の命を守るための法律と憲法の整備」や「国民生活を守るための国会の機能維持」といった事柄である。

このうち、「緊急時に国民の命を守る法律と憲法の整備」については、東日本大震災の折にも食糧、水、石油等の買占め制限やガレキの除去などが課題となった

が、法律はあつても憲法の保障する財産権が壁となり思うように進まなかった。また、今回の新型コロナウイルス禍では、外出や営業の制限が問題となったが、法律の整備さえできなかった。それ故、速やかに憲法に根拠規定を定める必要がある。とはいっても、いざロックダウンとすることになれば、職業選択の自由との兼ね合いが問われる。したがって、これらの問題について、与野党の合意形成は容易ではないかもしれない。

まず「国会の機能維持」から

そこで考えられるのが、「国民生活を守るための緊急時における国会の機能維持」である。具体的には、たとえば、国会で感染症のクラスターが発生し、憲法第五六条に規定された三分の二の「定足数」が充たせなくなつた際や、首都直下型大地震、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害が発生し国会の集会そのものが不可能となった場合などの特例が考えられる。

また、大規模自然災害の発生によって国会議員の選挙ができなくなった場合の任期の特例なども考えられ

よう。地方議員と異なり、国会議員の任期は憲法に明記されているため、その特例は憲法で定めるしかないからである。

このような内容であれば、立憲民主党でも簡単には拒み切れないであろう。それ故、まず喫緊の課題として、国会で感染症のクラスターが発生した際の「オンライン出席」の是非から議論を開始してみたらどうだろうか。

オンライン国会の是非については憲法学者の間でも意見が分かれており、憲法上認められた議院の自律権の問題として考えればよいとする説と、憲法改正が必要とする説が対立している。とすれば、仮に議院自律権に含まれるとしても、議院規則等への明文化は必要なはずだし、憲法改正が必要となれば、定足数の特例をどのように憲法に明記すべきか議論を煮詰めていく必要がある。

緊急命令権も視野に

問題は、オンラインによる出席や投票さえ困難な真

ちなみに緊急命令は現在でも、イタリア、オーストリア、スペイン憲法などで認められているが、これはあくまで議会が機能しえない時に、一時的に内閣が立法権を行使し、後日、議会の統制に服する制度であって、大統領に独裁的な権力を与えた戦前のドイツ憲法（第四八条）や、現在のフランス憲法（第一六条）などとは全く異なる。

国民投票に向けた国民運動を

衆参両院において憲法改正案に三分の二以上の賛成が得られたときは、国会が憲法改正を発議し、国民投票に掛けられる。そして国民投票において過半数の賛成が得られれば、憲法改正が実現する（憲法第九六条）。

岸田文雄首相（自民党総裁）は、従来の「憲法改正推進本部」を「憲法改正実現本部」に改称し、国民的な議論の必要性を強調している。これを受けて本部長の古屋圭司元防災担当大臣は、全都道府県に改憲本部を設置し、全国で憲法改正に向けた国民との対話

の緊急事態が発生した時である。例えば首都直下型大地震や南海トラフ巨大地震が発生した際には、オンライン出席どころか国会の集会そのものが不可能となる事態も想定される。そうなれば、国会に変わって一時的に内閣が立法権を行使する緊急命令制度も考えておく必要がある。

明治憲法には、緊急事態において議会が召集できない場合に備えた緊急命令制度が定められていた（憲法第八条）。それによれば、「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合」、法律に代わる勅令つまり「緊急命令」を発することができる。そして後日、議会の統制に服した。

この緊急命令は条文がやや明確さを欠いたため、濫用されたこともある。しかし大正十二年の関東大震災の折には、首都東京が壊滅状態にあつて議会が開けない中、大きな役割を果たした。山本権兵衛内閣は一月間に十三本の緊急命令を制定し、治安の維持、被災者の救済、物価高騰の抑止等に当たった。

集会を開催する方針を打ち出したが、国民投票運動は明治の近代国家建設以来、初めての経験であり、決して楽観できないであろう。国政選挙と異なり、保守系の人々だけでなくいわゆる中間派の賛成票も得なければ、憲法改正は実現できないからである。

自民党は、一昨年より全国一八九小選挙区において憲法改正研修会を開催するよう幹事長通達を発しているが、特に期待したいのが「国民投票連絡会議」の結成である。これは各小選挙区に国会議員と地方議員さらに民間の諸団体を結集したものだ。この連絡会議が全国の小選挙区に結成されれば、そのまま国民投票運動に結びつけることができよう。残念ながら、未結成の地区も多く、その対策が急がれる。

神政連では、これまで全国の主要都市で「公開憲法フォーラム」を実施し大きな成果を上げてきたが、今年は今以上に多くの集会を全国各地で開催し、民間の改憲気運の醸成に努めていく必要がある。

戦後待ちに待った憲法改正の実現のため、会員諸氏の一層の奮起と行動を期待したい。



心を磨く文化

日本人にとって、文化は自然とともに日々の生活の中にとけ込んでいるものですが、あたりまえすぎて大切に気づかないことも多いものです。

日本人は、何百年と続く優美な世界をひたすら同じ様式で継承しつつ、一方では溢れる好奇心で新しい感性を取り入れ、創意工夫を重ねて日本文化を発展させてまいりました。それらは、日本人の器用で繊細で真面目な気質が、日本特有の精神文化と相俟つて支え続けてきたものと考えます。四季の豊かさや花鳥風月を愛でながら、すべての国民の審美眼が磨かれていく稀有な国が日本といえるでしょう。

日本の浮世絵に大きな影響を受けたことでも知られるゴッホは、「日本芸術を研究すると、明らかに賢者であり、哲学者であり、知者である人物に出会う。その人は何をして、時を過ごしているのだろうか。

また、各地で多発している災害により被害をうけた文化財の復旧対応や補助金での支援なども迅速に行えるようになりました。さらに、伝統的な文化だけでなく、現代アートやアニメ、マンガ、食やファッションなど、クールジャパンといわれる現代の文化にも着目し、稼ぐ文化への発想も取り入れ、海外発信などを充実させました。

オリンピックパラリンピックを契機とし、日本の文化を国内外に発信していこうと『日本博』をはじめ、官民あげて活動していましたが、途中、新型コロナウイルス感染症の拡大により芸術文化活動の縮小を余儀なくされました。しかしながら、人々の不安と困難が立ちほだかる中、安らぎと明日への希望を与えてくれたのも芸術文化でした。

昨秋の補正予算では、地域の伝統行事等の伝承

参議院議員
自由民主党文化立国調査会長

山谷 えり子



か。地球と月との距離を研究しているのだろうか。ちがう。ビスマルクの政策を研究しているのだろうか。いや、ちがう。その人はただ一本の草の芽を研究しているのだ」と日本人の鋭い慧眼を称えています。

私が平成二十八年に自民党の文化立国調査会長に就任して五年が経ちました。伝統や文化を次の世代へ歴史とともに繋いでいく中継ぎ役は、大変大きな重責を担っていると、日々感じています。

まず着手したのが、後継者不足で存続が危ぶまれる伝統工芸などを「レッドリスト」として一覧化することでした。文化財の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、修理の効果的な抜本改革もすすめました。修理期間中に、これまでただ閉鎖していたものを貴重な情報公開の場と捉え、修理

事業予算を拡充していく決議をし、山車や用具の修理、次世代に伝え遺すための映像制作などに新規で六十五億円の予算をあて、神社や保存会の活動、文化財の修理・整備などを総合的に支援できるようにになりました。

本年度からは、五年間という長期的視点で「文化財の匠プロジェクト」が始動します。これは、文化財の保護・修理に欠かせない技術者の養成や原材料の保護にむけた支援強化策で、長らく文化立国調査会で推進してきたものが結実されたものと大変感慨深く思っております。

改正教育基本法の教育目標には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が掲げられています。

日本の神道を感じる宗教です。感じる心を磨くには、体験や人との触れ合いが欠かせず、それらの機会を増やしていけるよう今後も猛進してまいります。

神政連が取り組む課題

― 最近の動向 ―

皇室の尊厳護持運動



皇位の安定的継承策や皇族数の確保策等について検討を重ねてきた政府の有識者会議(座長・清家篤元慶応義塾長)は昨年末、最終報告書を纏め岸田首相に提出しました。有識者会議の報告を受け、岸田首相は一月十二日に政府の検討結果として衆参議長に報告し、今後議論は国会の場に移されることとなります。

報告書ではまず、皇位継承の基本的な考え方として「皇位の継承という国家の基本に関する事柄については、制度的な安定性が極めて重要」との立場から、今上陛下から秋篠宮皇嗣殿下、次世代の悠仁親王殿下という皇位継承の流れを「ゆるがせにはならない」と男系継承維持の姿勢を明確にしています。その上で、皇族数の確保策については、①内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること、②

皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること、③皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること、の三つの方策が示されました(③については①及び②の方策で十分な皇族数を確保できない場合に検討する事柄とされています)。

方策中、①の女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することについては、女性皇族の配偶者や子供を皇族とすれば将来的に女系天皇の誕生の道を開くことに繋がりにかねないと懸念する声がありますが、この点「配偶者と子は皇族という特別の身分を有せず、一般国民としての権利・義務を保持し続ける」と女系継承の可能性を払拭する考え方が報告書で示されたことは特筆すべき点といえましょう。また、②の養子制度により戦後、皇籍離脱を余儀なくされた旧皇族の男系男子孫を念頭に「皇統に属する男系の男子」の皇籍取得への道が初めて開かれたことは大変意義深いものがあります。

今後本連盟では国会での議論を注視しつつ、報告書に基づいた法整備が速やかになされるよう国会議員懇談会と連携し、関係各所への働きかけに努めて参ります。

武蔵野市住民投票条例の問題



東京都武蔵野市では外国人にも日本人と同様に投票権を認める住民投票条例の策定について議論をしてきましたが、昨年十二月の本会議での採決の結果、反対が上回り条例案は否決されました。本条例案は市内に三カ月以上住んでいる十八歳以上の日本人に加え、留学生や技能実習生ら定住外国人にも住民投票権を認める内容で、自民党の市議らを中心に、外国人参政権の代替制度になりかねないと懸念する声があがっていました。しかし、松下市長は議会や市民の意見を踏まえて条例案を検討し再度市議会に提案する方針を示しており、今後も動向を注視しなければなりません。

そもそも今回の議論のきっかけは、一昨年四月に同市で制定され、住民投票条例の制定を記した自治基本条例にあります。同市の自治基本条例では「市民」を「武蔵野市の区域内(以下「市内」という。)に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう」と位置

付けており、日本人と外国人の区別はありません。今回の住民投票条例もこれを根拠とし、外国人を含むとするものでした。

自治基本条例が各地の自治体で制定される背景には、議会や行政を批判的に見る一部団体が政治的意図と目的を持って主導し、制定を進めているという動きがあり、すでに制定された条例の中には、法令の解釈や運用を自主的に行うことができるとして、法律を逸脱するものもあります。麗澤大学の八木秀次教授は今回の武蔵野市の議論について「外国人投票権は、あくまで表面上の問題にすぎない。そもその根源である自治基本条例の問題に土俵を変える必要がある」と警鐘を鳴らしています。

本連盟では予てより、自治基本条例の制定を注視してきました。今後、武蔵野市だけでなく各地の自治体で同様の問題が発生することも懸念されることから、引き続き、武蔵野市を含めた各自治体での動向を注視するとともに、各都道府県本部と連携し、自治基本条例制定の実態把握と問題点啓発に努めて参ります。